

（趣旨）

第1条 この条例は、本市の美しい景観、豊かな自然環境及び市民の生活環境（以下「地域環境」という。）と太陽光発電設備との調和を図るため、太陽光発電設備の設置に係る手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

【解説】

西脇市では、兵庫県の「太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例（平成29年兵庫県条例第14号。以下「太陽光条例」という。）」第7条の届出に該当しない太陽光発電設備の設置に対して「西脇市太陽光発電設備設置に関するガイドライン（平成30年12月施行）」において設置に係る手続に関する事項を定め、地域環境との調和を図ってきました。

本条例は、太陽光発電設備の設置を規制するものではなく、設置者は、市と事業計画について事前協議を行い、開発行為の着手前には必ず近隣関係者への説明会等を実施するなど、地域環境と太陽光発電設備との調和を図ることを目的とした手続に関する事項を定めるものです。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第3項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、太陽光をエネルギー源とするものをいう。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1項に規定する建築物に設置されるものを除く。
- (2) 事業区域 太陽光発電設備の用に供する土地の区域をいう。
- (3) 開発行為 太陽光発電設備を設置する行為及び設置に伴う土地の造成等をいう。
- (4) 設置者 太陽光発電設備を設置する者をいう。
- (5) 管理者 太陽光発電設備を管理する者をいう。
- (6) 施工者 開発行為を自ら行う者又は設置者との契約により開発行為を請け負う全ての者をいう。
- (7) 近隣関係者 開発行為に伴い生活環境に影響を受けるおそれがある者として規則で定める者をいう。

【解説】

< 第 1 号関係 太陽光発電設備 >

太陽光発電設備とは、太陽光を電気に変換する設備（太陽電池モジュール及びそれを支持する架台等）及びその附帯設備（パワーコンディショナーや接続箱等の附帯設備を含む。）をいい、それらを設置するために必要な土地も含むものとします。

具体的には、太陽光電池モジュール等が独立して設置されているものや、ため池などの水面に設置するもの等を対象としており、建築物の屋根や屋上に設置するものや壁面を利用して設置するものは対象外としています。

< 第 2 号関係 事業区域 >

事業区域とは、太陽光発電設備を設置及び管理する上で必要となる土地の区域をいいます。この区域には、道路（建築基準法（昭和25年法律第 201号）第42条第 1 項各号に掲げる道路及び公衆用道路等の公に開放された道）から太陽光発電設備までの進入路（当該太陽光発電設備へ進入するために必要な管理道等）や敷地を安定させるために造成する部分（法面や擁壁、排水施設等を含む。）も含まれます。

< 第 3 号関係 開発行為 >

開発行為とは、太陽光発電設備を設置するために行う行為であり、土地の造成、土地の区画及び形質の変更、土地の利用目的の変更などをいいます。

< 第 4 号関係 設置者 >

設置者とは、太陽光発電設備の設置をする者又は設置を行おうとする者をいいます。

< 第 5 号関係 管理者 >

管理者とは、太陽光発電設備を維持管理する者で、設置者から委託を受け、又は事業を受け継いで太陽光発電設備を維持管理するものをいい、設置者が引き続き管理者となる場合も含むものとします。また、太陽光発電設備の土地の管理者も含むものとします。

< 第 6 号関係 施工者 >

施工者とは、開発行為を自ら行う者又は設置者から開発行為に係る設計、施工、監理その他の業務を請け負った者又は当該請負工事の下請負をする者をいいます。

< 第 7 号関係 近隣関係者 >

近隣関係者は、開発行為に伴い生活環境に影響を受けるおそれがある者としており、①事業区域に隣接する土地について所有権又は借地権を有する者、②事業区域の土地に存する建築物の所有権、使用賃借による権利又は賃借権を有する者、③事業区域又は事業区域に隣接する土地を含む自治会や町内会等に所属する関係住民などをいいます。

(適用範囲)

第3条 発電出力10キロワット以上の太陽光発電設備（設置済み又は施工中の太陽光発電設備と一体的に開発行為を行う場合で、発電出力の合計が10キロワット以上になるものを含む。）の設置の場合に適用する。ただし、太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例（平成29年兵庫県条例第14号）の適用がある場合を除く。

【解説】

本条例を適用する太陽光発電設備の規模について定めています。

本市においては、太陽光発電設備の発電出力が10キロワット以上のものが対象となります。ただし、太陽光条例の適用がある場合は対象外とします。

(設置者、管理者及び施工者の責務)

第4条 設置者、管理者及び施工者は、関係法令等を遵守するとともに、地域環境と太陽光発電設備との調和を図るために市が行う必要な措置に協力しなければならない。

2 設置者は、開発行為を行おうとするときは、災害の防止に努めるとともに、事業区域内に規則で定める区域が含まれていないことを確認しなければならない。

3 設置者は、開発行為を行おうとするときは、地域環境の保全及び保護について十分に配慮するとともに、近隣関係者との良好な関係を保つよう努めなければならない。

4 管理者は、太陽光発電設備が地域環境との調和に支障を来さないよう、適切な管理に努めなければならない。

【解説】

設置者、管理者及び施工者の責務について定めています。

<第1項関係>

設置者、管理者及び施工者は、関係法令と本条例を遵守し、地域環境と太陽光発電設備との調和を図るため、市が行う必要な措置に対して協力することとしています。

<第2項関係>

設置者は、あらかじめ事業区域の中に太陽光発電設備の設置ができない設置不適地（防災上安全と認められていない急傾斜地崩壊危険区域又は土砂災害特別警戒区域をいう。以下同じ。）が含まれていないことを確認することとしています。設置不適地が含まれている場合は、原則設置できませんが、次のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。

・太陽光発電設備の設置により、事業区域で想定される急傾斜地の崩

壊等の災害を助長するおそれがないことが明らかである場合

・事業区域が人家、学校、道路等から離れているなど、急傾斜地の崩壊等による人的被害、建物被害、避難経路の遮断、避難施設等への被害のおそれがないことが明らかであると認められる場合

<第3項関係>

設置者は、太陽光発電設備の設置に当たり事業区域周辺に十分配慮し、近隣関係者とコミュニケーションを図り、良好な関係を保つようにすることとしています。

<第4項関係>

管理者は、地域環境へ悪影響を及ぼすことのないよう適切に管理し、事故や災害等が発生した場合には、速やかに適切な措置を行わなければならないこととしています。

(主な内容)

- ・近隣関係者に対する事業計画の説明会の実施
- ・近隣関係者との良好な関係の構築
- ・地域環境の保全及び事故・災害等の防止のために必要な措置
- ・事故、災害等発生時の迅速な措置の実施
- ・廃止後の速やかな撤去
- ・廃止後の修景、整地及び防災上必要な措置の実施等

(事前協議)

第5条 設置者は、開発行為を行おうとするときは、当該開発行為に関する事業計画（以下「事業計画」という。）について、あらかじめ市長と協議しなければならない。

2 事業計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 事業区域の所在地及び面積
- (2) 太陽光発電設備の出力
- (3) 設置者、管理者及び施工者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地。以下同じ。）
- (4) 開発行為の着手予定日及び完了予定日
- (5) 太陽光発電設備の管理方法（災害時及び廃止後において講ずる措置を含む。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 市長は、第1項の規定による協議が終了したときは、設置者に当該協議が終了した旨を通知するものとする。

【解説】

設置者が開発行為を行うときにしなければならない、市との事前協議に関する事項について定めています。

< 第 1 項 関係 >

設置者に対し、設置しようとする太陽光発電設備が第 3 条に規定する適用範囲に該当する場合、開発行為を行う前に事業計画について、市と協議をすることを義務付けています。

< 第 2 項 関係 >

事業計画に記載する事項を定めています。

< 第 3 項 関係 >

市は、事前協議が終了したときは、その旨を通知することとしています。

(標識の掲示)

第 6 条 設置者は、近隣関係者に対する事業計画の説明会（以下「近隣説明会」という。）の開催日から起算して14日前までに、事業区域内の公衆の見やすい場所に規則で定める標識を掲示しなければならない。

【解説】

設置者に対し、事前協議が終了した後、近隣説明会を実施する日から起算して14日前までに公衆の見やすい場所に標識を設置し、事業計画を公表することを義務付けています。

(近隣関係者への説明)

第 7 条 設置者は、第 5 条第 1 項の規定による協議が終了した後、近隣説明会を実施しなければならない。

2 設置者は、近隣説明会の実施に当たっては、事業計画の内容について近隣関係者の理解が得られるよう努めなければならない。

3 設置者は、近隣説明会を実施した旨を市長に報告しなければならない。

【解説】

設置者が近隣関係者に行わなければならない事業計画の説明会に関する事項を定めています。

< 第 1 項 関係 >

設置者に対し、太陽光発電設備の設置の際に、トラブルを防止するため、近隣関係者への説明会を行うことを義務付けています。また、住宅が立地しないような山奥等が事業区域であっても、該当者への説明は必要です。

なお、本条例は、西脇市内を対象としていることから、他市町の区域に存する近隣関係者に対する事業計画の説明の義務はないものの、地域環境との調和を図る趣旨から、設置者において、他市町の区域に存する近隣関係者に対しても説明をすることが望ましいです。

< 第 2 項 関 係 >

設置者は、近隣説明会において、事業計画について単に説明するのではなく、分かりやすい表現を使うなど誠意をもって行い、近隣関係者から理解が得られるよう努めることとしています。

しかしながら、近隣関係者から地域貢献や追加の措置など過度な要求をされる場合が考えられます。これらに対して、設置者が誠意をもって対応しているにもかかわらず、近隣関係者の理解が得られない場合も考えられることから、努力義務としています。

< 第 3 項 関 係 >

実施した近隣説明会において、どのような説明がされたのかを確認するために、近隣説明会の実施について市長への報告を義務付けています。

(事業計画の届出等)

第 8 条 設置者は、近隣説明会を実施した後、開発行為の着手日から起算して30日前までに、事業計画を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事業計画の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、遅滞なく、当該変更後の事業計画を市長に届け出なければならない。ただし、当該変更が設置者の氏名及び住所の変更である場合においては、当該変更後の設置者がこれをしなければならない。

3 市長は、第 1 項及び前項の届出を受理したときは、設置者に受理した旨を通知するものとする。

【解説】

設置者が市との事前協議及び近隣関係者との説明会を終えた後に行う事業計画の届出に関する事項について定めています。

< 第 1 項 関 係 >

設置者に対し、事前協議及び近隣説明会を終えた後、開発行為に着手する日から起算して30日前までに事前協議及び近隣説明会等の意見を反映させた事業計画を市長に届け出ることを義務付けています。

< 第 2 項 関 係 >

第 1 項の規定により届け出た事業計画の内容に変更が生じる場合は、変更後の事業計画を市長に届け出ることを義務付けています。ただし、第 5 条第 2 項第 2 号に規定する太陽光発電設備の出力変更及び同項第 4 号に規定する設置工事の着手予定日が延期となる変更の場合、届出は必要ありません。

< 第 3 項 関 係 >

市長は、届出を受理したときは、その旨を通知することとしています。

す。

(着手等の届出)

第9条 設置者は、開発行為の着手日から起算して7日前までに、その旨を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る開発行為が完了したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

【解説】

設置者が開発行為に着手するとき、及び開発行為が完了したときに行う事項について定めています。

<第1項関係>

設置者に対し、工事予定期間を明らかにするために開発行為に着手する日から起算して7日前までに、その旨を市長に届け出ることを義務付けています。

<第2項関係>

設置者に対し、開発行為が完了したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出ることを義務付けています。

(廃止の届出)

第10条 設置者又は管理者は、太陽光発電設備を廃止しようとするときは、廃止しようとする日から起算して30日前までに、その旨を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、事業計画に基づき、太陽光発電設備の廃止後において講ずる措置を適切に行うとともに、当該措置が完了したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

【解説】

設置者又は管理者が太陽光発電設備を廃止しようとするとき、及び廃止に係る措置が完了したときに行う事項について定めています。

<第1項関係>

設置者又は管理者が太陽光発電設備を廃止しようとするときは、廃止しようとする日から起算して30日前までに、その旨を市長に届け出ることを義務付けています。

この届けでは、廃止に係る工事期間を明確にするとともに、廃止後の措置についても明らかにする必要があります。

<第2項関係>

前項の規定による廃止の届出をした者に対し、事業計画に基づいた太陽光発電設備の廃止に係る措置が完了したときは、遅滞なくその旨

を市長に届け出ることを義務付けています。

(報告の徴収)

第11条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、設置者又は管理者に対し、太陽光発電設備の設置等に関して報告を求めることができる。

【解説】

地域環境と太陽光発電設備の設置との調和を図るために、太陽光発電設備の状況等を確認する必要がある場合等において、設置者及び管理者に対し、必要な事項について報告を求めることができることを定めています。

(指導又は助言)

第12条 市長は、地域環境と太陽光発電設備の設置との調和を図る必要があると認めるときは、設置者又は管理者に対し、指導又は助言を行うことができる。

2 設置者又は管理者は、前項の規定による指導を受けたときは、当該指導により講じた措置の内容について、市長に報告しなければならない。

【解説】

市長が行うことができる設置者又は管理者に対する指導及び助言に関する事項について定めています。

<第1項関係>

地域環境及び近隣関係者に悪影響を及ぼすおそれがあると認める場合や事前協議において確認した事業計画を遵守しない場合等に、設置者及び管理者に指導又は助言を行うことができることを定めています。

<第2項関係>

設置者又は管理者に対し、第1項の規定による指導を受けた場合、その状況を改善するために講じた措置の内容について、報告を義務付けています。

(勧告及び公表)

第13条 市長は、設置者又は管理者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該設置者又は管理者に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(1) 第5条第1項の規定による協議をせず、又は虚偽の事実を述べて協議したとき。

- (2) 第7条第3項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (3) 第8条第1項若しくは第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) 正当な理由なく前条第1項の規定による指導に従わないとき。
- 2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

【解説】

市長が行うことができる設置者又は管理者に対する勧告及び公表に関する事項について定めています。

<第1項関係>

市長は、設置者又は管理者が本条例に規定する手続を行わない場合は、必要な措置を講ずるよう勧告できることとしています。

<第1号関係>

事前協議を行わないとき、又は虚偽の事実を述べて協議を行ったときは、勧告の対象になります。

<第2号関係>

近隣説明会の実施を報告しないとき、又は虚偽を記載して報告したときは、勧告の対象になります。

<第3号関係>

事業計画の届出若しくは事業計画変更の届出をしないとき、又は虚偽の届出をしたときは、勧告の対象になります。

<第4号関係>

正当な理由なく指導に従わないときは、勧告の対象になります。

<第2項関係>

市長は、正当な理由がなく勧告に従わない設置者及び管理者の氏名等を公表することができることを定めています。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

【解説】

条例施行に関し必要な事項については、規則により定めることとしています。

(罰則)

第15条 第9条又は第10条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、5万円以下の過料に処する。

【解説】

設置者又は管理者に対する罰則に関する事項について定めています。

第9条又は第10条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、罰則の対象になります。

【参考】

地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条第3項

普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、二年以下の懲役若しくは禁錮、百万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は五万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

（両罰規定）

第16条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の過料を科する。

【解説】

第15条の違反者と一定関係にある法人や個人についても、同条の過料、罰則の対象となることを定めています。

附 則

（施行規則）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

【解説】

この条例の効力がいつから発生するかを定めています。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに、市長との協議、近隣説明会若しくは届出がなされた事業計画又は着手若しくは届出がなされた開発行為は、それぞれこの条例の相当規定により協議若しくは届出がなされた事業計画又は届出がなされた開発行為とみなす。

【解説】

この条例が施行の際に、既に終えている開発行為に係る届出及び近隣説明会の実施についての経過措置を定めています。

3 第10条の規定は、太陽光発電設備の設置に着手した時期にかかわらず、全ての設置者又は管理者について適用するものとする。

【解説】

第10条に規定する廃止の届出は、太陽光発電設備の設置に着手した時期にかかわらず、全ての設置者又は管理者が対象となることを定め

ています。

4 第15条の規定は、この条例の施行前にした行為については、適用しない。

【解説】

第10条に規定する罰則は、条例が施行される日以前の開発行為について罰則の対象とならないことを定めています。